

改正土壤汚染対策法施行通知（平成23年7月8日改正）より

（別紙）

土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかの判定方法

土壤汚染状況調査の結果、調査対象地の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が以下の判定基準に照らして専ら自然に由来すると認められる場合には、都道府県知事は、当該土地を形質変更時要届出区域に指定し、また、当該形質変更時要届出区域が自然由来特例区域である旨を台帳に記載することとなる。

その際、形質変更時要届出区域内に人為的原因と自然由来の汚染が複合していると考えられる場合には、人為的原因による汚染部分について土壤汚染の除去の措置を講じない限り、自然由来の汚染部分について自然由来特例区域に該当しないこととする。

1. 土壤溶出量基準に適合しない場合

土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかを判断するに際しては、汚染原因が不明であること、土壤汚染状況調査において土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていることに加え、特定有害物質の種類等、特定有害物質の含有量の範囲等、特定有害物質の分布特性の3つの観点から検討を行い、そのすべてについて以下の条件を満たすか否かで判断することとする。

(1) 特定有害物質の種類等

土壤溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類がシアン化合物を除く第二種特定有害物質（砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン又は六価クロム）の8種類のいずれかであることとする。

なお、8種類のいずれかである場合にも、土地履歴、周辺の同様な事例、周辺の地質的な状況、海域との関係等の状況を総合的に勘案し、次の事項を踏まえつつ判断する必要がある。

- i) 砒素、鉛、ふっ素及びほう素については、自然由来の汚染の可能性が高いこと。
- ii) 溶出量が土壤溶出量基準の概ね10倍を超える場合は、人為的原因である可能性が比較的高くなり、自然由来の汚染であるかどうかの判断材料の一つとなり得ること。しかし、その場合も専ら自然由来の汚染である場合もあることに留意する必要がある。

(2) 特定有害物質の含有量の範囲等

特定有害物質の含有量が概ね以下の表に示す濃度の範囲内にあることとする。その際の含有量の測定方法は、土壤汚染状況調査における含有量調査の測定方法によらず、全量分析による。

なお、表に示す濃度の範囲を超える場合でも、バックグラウンド濃度との比較又は化合物形態等の確認から、自然由来による汚染と確認できる場合には、自然由来の汚染と判断する。

表 自然由来の汚染と判断する際の含有量(全量分析)の上限値の目安 (mg/kg)

物質名	砒素	鉛	ふっ素	ほう素	水銀	カドミウム	セレン	六価クロム
上限値の目安	39	140	700	100	1.4	1.4	2.0	—

※ 土壤汚染状況調査における土壤含有量の測定方法（酸抽出法等）により表の上限値の目安を超えた場合には、人為的原因による可能性が高いと判断する。

酸抽出法の物質で、その測定値のすべてが表の上限値の目安の範囲内にある場合は、当該測定値が最も高い試料について全量分析により含有量を求め、表の上限値の目安との比較をする。

表の上限値の目安は、全国主要 10 都市で採取した市街地の土壤中の特定有害物質の含有量の調査結果を統計解析して求めた値（平均値+3 σ ）であるので、鉱脈・鉱床の分布地帯等の地質条件によっては、この上限値の目安を超える場合があり得ることに留意する必要がある

(3) 特定有害物質の分布特性

特定有害物質の含有量の分布に、当該物質の使用履歴場所等との関連性を示す局在性が認められないこととする。

2. 土壤含有量基準に適合しない場合

土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するかどうかを判断するに際しては、汚染原因が不明であること、土壤汚染状況調査において土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていることに加え、特定有害物質の種類、周辺バックグラウンド濃度との比較、化合物形態等の観点から、以下の2つの条件を満たすときには、自然由来の汚染と判断する。なお、これまでの知見からは、いわゆる自然由来の汚染により土壤含有量基準に適合しない可能性がある物質は鉛及び砒素であると考えられる。

(1) バックグラウンド濃度又は化合物形態等から、当該土壤中の特定有害物質が専ら自然に由来するものであることが確認できること。

(2) 特定有害物質の含有量の分布に、当該物質の使用履歴のある場所等との関連性を示す局在性が認められないこと。